

一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2019（令和元）年度
津市人権施策事務事業
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

- 1 令和元年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・ P 1～P3
- 2 総合的な評価・提言
・・・ P 4～P7
- 3 施策別の評価・提言
・・・ P 8～P19
- 用語解説
・・・ P 20～P 21
- 津市人権施策審議会委員名簿
・・・ P 22

1 令和元年度の人権に関する施策の取組状況について

令和元年度に人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針に基づき実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

市民が人権感覚を高め、人権に関する正しい知識を習得し、人権問題を自分自身の問題として捉える機会とするため人権講演会が開催された。市民人権講座は、一部地域での開催となったが、様々な人権問題が取り上げられた。市民及び小中学校の児童生徒が人権を考える機会とするため人権ポスター及び人権標語を募集して啓発につなげた。広報紙に「シリーズ人権」を連載し、人権問題に関する市民意識調査結果に対する検証等を掲載して啓発が行われた。

《人権教育の推進》

小中学校の児童生徒が、人権課題の解決に向けて取り組んでいる人等との出会いを通じて、人権に関する認識を深めるための「出会い学習」が行われるとともに、自らの体験についての意見交流により、仲間とのつながり等を学ぶための中学校区「人権フォーラム」が開催された。地域住民を対象に、人権に関する学習会が開催されるとともに、小規模な講演会やワークショップ^{*1}が行われ、人権に関して学ぶ機会がつけられた。地域学習会では、子どもたちによる差別を許さない仲間づくりが進められた。

《相談・支援体制の充実》

人権相談、青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に係る相談、保育所における育児相談、家庭児童相談員による相談等により適切な助言や支援が行われた。差別事象への対応については、関係機関による会議を開催するに至る差別事象の発生はなかったが各種の人権相談に応じられた。

《ユニバーサルデザイン^{*2}（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

モデル地区において、先導的にUDの地域づくりを推進し、市民活動の組織と協働して研修会等が開催され、普及及び啓発に取り組まれた。公共施設、学校等教育施設において、誰もが利用しやすいようにUDに配慮した整備やバリアフリー化が進められた。ユニバーサルデザイン連絡協議会により、児童生徒に対するUD講座の開催、職員研修の実施、イベントでの啓発がなされるとともに、UDアドバイザー養成講座を開催して、新たな担い手の発掘がなされた。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

地域で人権学習や人権啓発の取組を行っている人権啓発団体、社会教育関係団体等

の育成・支援が行われるとともに、人権について学ぶ場や発信する場づくりを図るため関係団体が連携して人権フェスティバルが開催された。

(2) 分野別施策

《同和問題》

隣保館において、人権問題の解決のため、人権相談、生活相談、教養講座の開催、地域の交流のための老人会と地域の子どもの花植えや餅つき会等の開催、人権に関する理解を深めるための館だよりの発行が行われた。部落差別解消推進法について、市ホームページ及び広報紙に記事を掲載するとともに、チラシを作成し街頭啓発、企業啓発及び人権講演会で配布し周知がなされた。子どもまつりや作品展示会等の行事を通じて、子ども同士、子どもと地域住民の交流が図られた。人権啓発の推進のため、関係団体と連携して人権フィールドワークが実施された。

《子どもの人権》

関係機関で構成する児童虐待防止ネットワーク会議において、児童虐待防止及び配偶者等からの暴力防止のため、研修会の開催、要支援家庭に関する情報交換や支援内容の協議が行われた。子育て広場にこにこキッズにおける子育て相談、学級支援サポーター^{*3}による学習支援や悩み相談、専門的な知識経験を有するスクールカウンセラー^{*4}によるカウンセリングが行われた。放課後児童クラブにおいて、関係機関が連携をするとともに、活動や運営面の支援がなされた。

《女性の人権》

男女共同参画意識の高揚を図るため、男女共同参画に関する取組等を提供する情報紙、公募市民と協働でのフォーラムの開催、男女共同参画週間における懸垂幕や図書特設コーナーの開設により啓発がなされた。身近な問題に対する弁護士相談、専門カウンセラーによる相談により適切な対応がなされた。DVによる被害女性や要保護女性に対する安全の確保とともに、各種制度に関する情報提供を通じた自立支援、安心して妊娠・出産・育児ができるための妊娠早期からの支援、一時保育及び休日保育による就労支援がなされた。

《障がい者の人権》

障がい者が生活を送る上で必要となるサービスが利用できるように、計画的で適切な支援に努められた。地域障がい者相談支援センターにより相談支援が行われ、障がい者地域虐待防止センターにより虐待防止や差別の解決に向けた取組がなされた。障害者差別解消法について、広報紙により啓発が行われるとともに、不当な差別的取扱い等の相談が実施された。社会活動の促進、社会福祉の向上及び障がい者の社会参加のため、障がい者団体及び同団体が主催する事業への支援が行われた。

《高齢者の人権》

健康寿命の延伸及び主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を図るため、元気アップ教室、認知症予防教室、認知機能アップ教室等が開催された。地域のサロン等における健康教育及び健康相談、保健師等による訪問指導、保健センターによる健康相談・栄養相談・こころの健康相談が開催された。スポーツ・レクリエーションに気軽に親しみ、体力、健康づくりができるためのスポーツ教室や、生きがいつくり、健康づくりをテーマとした各種公民館講座が開催された。

《外国人の人権》

日本人住民と外国人住民が交流する機会を設けるための津市国際交流デーとともに、国際交流活動への関心を高め、国際交流、多文化共生社会の推進を図るためのワイワイガヤガヤフェスタが開催された。ヘイトスピーチ^{*5}解消法について、市ホームページに記事を掲載するとともに、企業啓発、街頭啓発等でチラシを配布しての周知が図られた。外国人住民の生活相談について、対応可能言語を拡大して受付がなされた。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

市民人権講座は、前年度と比べて縮小した開催となったが、開催した講座においては、LGBTに関する人権、ハンセン病に関する人権など、様々な人権について取り上げられた。人権問題に関する市民意識調査結果からみえてきた課題の解消に向けて、広報津連載記事「シリーズ人権」及び「人権だより」において、結果の分析や検証を行い、人権意識の高揚が図られた。

2 総合的な評価・提言

(1) 全体評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
平成 27 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 28 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 29 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 30 年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、あらゆる分野で人権に関わる事務事業の取組がなされた。ほとんどが継続事業であり、課題・問題点を把握しながら取り組んでいる事業は評価できるが、例年同様の報告がなされていたり、施策をどの様に人権の尊重に結びつけたのか具体的な報告がない事業が見受けられたりすることから、総合評価をC（ある程度進んだ）とした。

令和元年度は、第 71 回全人教研究大会三重大会が開催され、全国各地の人権に関する教育・啓発の実践報告がなされ、研究・討論が行われた。参加者にとって、全国における人権に関する取組を身近に知る機会となったが、それは、市としての課題ともいえる。

平成 29 年 8 月に市が実施した人権問題に関する市民意識調査結果から、未だ偏見や差別が存在することが報告されていることから、今後も引き続き、差別解消三法の法の趣旨の周知、人権問題についての理解を深め、人権意識の高揚を目的とした人権啓発、生命と人権を尊重する豊かな人権感覚を育むための人権教育、誰もが相談しやすい当事者に寄り添った相談体制を充実されたい。

関係各課においては、津市人権基本方針に立ち返り、課題・問題点を的確に捉えて、施策を人権の尊重に結びつけるため、今後も、より効果的な事務事業の進展につなげることを期待する。

(2) 基本施策及び分野別施策の評価・提言

ア 基本施策の評価・提言

《人権啓発の推進》

人権啓発は人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠である。従って、人権問題を幅広く捉え、様々な機会に工夫して継続していく必要がある。また、人権に対する意識は学びや体験を通して変化するので、地域の実情にあわせた取組や講演会等は継続して行うことに意義がある。

しかしながら、今後益々情報化社会が進展することに伴い、SNS^{※6}からの情報収集が増えると考えられ、これまでのあり方を見直し、啓発方法と情報発信を模索する必要がある。また、インターネット上での人権侵害、DVや子どもに対する虐待の増加、子どもの学ぶ権利や健康で文化的な生活の保障など、働き方の変化等の中で新たな人権課

題が発生している。偏見や先入観による誹謗中傷は許されることではない。市民と行政が協働して更なる人権尊重のまちづくりの取組を進める必要がある。

《人権教育の推進》

格差が広がり深刻化する社会の中で、様々ないじめや人権侵害事象が発生している。こうした今だからこそ、差別の現実に学ぶ人権教育の充実が求められている。差別の解消に向けて取り組む人々の思いに触れ、いじめや差別を許さないという人権意識の高まりをあらゆる年代の人々に広げていくことが求められる。学校においては具体的な生活の事実に根差した人権学習や仲間づくりの実践を通し、いじめや差別を許さない人権意識を高める必要がある。地域においては人権ネットワークの取組を充実させ、市民が人権尊重の主体者となる意識の醸成を図っていただきたい。そのために、人的配置の維持・充実が図られるべきである。

《相談・支援体制の充実》

現代社会において、グローバル化、少子高齢化、情報化など、私たちの生活は様々に変化し、社会の変化に応じて、新しい問題や課題が生まれているといえる。相談支援機関・地域・行政が一体となった施策横断的な相談支援体制の構築が必要である。相手の立場に立った相談窓口として、ちょっとした困り事を相談できる窓口も必要である。課題・問題点をしっかり捉え、市民にとって更なる充実したものとなるよう施策を展開されたい。

《UDのまちづくりの推進》

市内の道路の白線（区画線・道路標示）が消えかかった箇所について、歩行者の安全を守り、車の安全運転を喚起するため、国交省、県、公安委員会と協議し、整備を進めていただきたい。

全ての人々が利用しやすいまちや生活環境をデザインするというUDの考え方を広く一般市民にも啓発する必要がある。UDに配慮したまちづくりの推進と施策の事業内容が合致しているのか再確認し、「バリアフリー法」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」整備マニュアルに照らし合わせて、施策を進めていただきたい。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

取組を発展させるためには、他地域の活動に学んだり視点を問い直したりする機会が必要である。市内の団体の紹介にとどまっている事業に関しては、団体や市民が研修できる場の設定も検討されたい。

近年のインターネット上の誹謗中傷や根拠のないデマによる差別について考え合う機会を、生活の場である各地域で行うことが重要である。その場の設定に尽力されたい。

イ 分野別施策の評価・提言

《同和問題》

格差が広がり深刻化している社会の中で、差別やいじめが助長され、新たな人権問題の発生が懸念される。ネット上では、人権侵害や差別が放置され、助長・拡大されてい

る。部落差別解消推進法が平成 28 年に施行され、同和問題の解決が行政の責務であることが改めて示されている。従来どおりの取組を単に踏襲するのではなく、まず、改めて部落差別の現実を把握し、その解決に向けた各種施策を実施すべきである。そのためには、津市人権施策基本方針にうたわれているように、今回の提言を津市人権施策推進会議において検討し、人権施策を全庁体制で推進されたい。また、各課におかれている人権施策推進員が各課における取組を検証し指導することを期待する。

《子どもの人権》

令和元年度は 2 月頃から多くの事業が中止になった。3 月から子どもたちの生活は激変し、DVが増え、子どもへの虐待も増えている。子どもの発達権、学ぶ権利、健康で文化的な生活の保障などの多くの問題が浮かび上がっており、そのことが新しい生活様式を進めるにあたって今後の大きな課題である。

「子どもの貧困」、「子どもの自殺」、「いじめ」、「不登校」は増加しており、子どもが安心して生きられないのは深刻な社会問題である。「児童虐待」については、幼い命が亡くなる出来事が繰り返し起こっている。令和元年 6 月には児童福祉法が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、関係機関の連携強化が定められた。虐待通報の件数は増えており、中でも多いのが心理的虐待という調査結果がある。地域の関わりが少なくなり、孤立した家庭の中での子育てが増えていることは社会の問題である。保護者自身が虐待を受けていたり、子育てに不安を抱いていたりすることは多いので、養育支援や子育てを地域で支える仕組みが必要である。また、子どもも保護者も SOS を出せる地域づくりも必要である。そのためにも今行われているような事業が連携して情報を共有することが大事である。

津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子ども権利条例が制定されることを切に切に望む。

《女性の人権》

近年頻発する自然災害等の突発的な状況下では、平常時の社会課題が一層顕著に表面に現れる。在宅勤務によるDVや児童虐待、子育てや介護などの事情を抱える女性に負担が集中するなど新たな問題が起きている。真の男女共同参画社会を実現するため、あらゆる社会制度・慣行の見直しや、ハラスメント^{*7}の根絶に向けた実効性ある取組の推進が望まれる。

《障がい者の人権》

平成 26 年 1 月に、我が国は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を締結した。全ての市民が相互に人格と個性を尊重しながら、障がい者をはじめとする多様な人々と共生する社会の実現をめざして事業を展開されたい。

障がいのある子の兄弟姉妹「きょうだい児」に関する取組についても取り上げていただきたい。

《高齢者の人権》

加齢による認知機能の低下や身体機能の変化などが、アクセルとブレーキの踏み間違えなどによる悲惨な交通事故の要因となっている。しかし、自動車は電車やバスなどの交通機関が確保されなければ、必要な生活手段でもある。免許証の自主返納に向けて、その代替手段となるコミュニティバスの路線の確保はもとより、シルバーエミカ^{※8}の実用的なポイント付与の上限の見直し、円滑な交付など、高齢者にとって負担にならない取組が必要である。

また、各世代の相互理解が進むような取組が大切である。

先進地事例も参考にしながら、8050問題^{※9}を含め、高齢者を取り巻く諸問題に対して更なる効果的な取組を行い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のある生活を送ることができる社会が築かれることを期待する。

《外国人の人権》

外国人に関して、根拠のない理由に基づいて偏見の目で見られる事例の生じる可能性が高い。マイノリティ^{※10}が差別の対象にされることのないように、取組の強化を求めたい。

経済的な危機に際しては、外国人住民に影響が大きく表れ、生活・教育・医療等様々な点で課題が生じている。こうしたことはニュースで取り上げられることが少ないが、市としては、常に関心を持ちながら、関係各課がこれらの課題の解決のために連携して取り組まれない。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

今まで啓発してこなかったアイヌ民族の人権についても、取り上げていただきたい。

非正規労働者や外国人の雇止め等で、解雇により収入が減る人や失業者の増加が懸念される。生活保護申請や生活困窮者からの相談も増えると思われる。市ホームページにおけるお知らせ（多言語情報）とともに、多言語によるチラシの作成や、外国人向け説明会の開催により、十分な周知と相談窓口の充実をお願いしたい。

また、これまで以上に人権啓発を行うとともに、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上でのデマや誹謗中傷も書き込みの監視を強化していただきたい。

今後、救急・健康相談ダイヤル24への相談も増加すると思われるので、更なる救急医療体制の充実を図っていただきたい。

市民意識調査結果を踏まえ、各課は連携を取りながら人権施策を進めていただきたい。社会では、ヤングケアラーといわれる家族を介護、支援する子どもの存在が明らかとなっており、こうした新たな人権課題にも取り組んでいかなければならない。

3 施策別の評価・提言

■施策の体系：基本施策

■施策分類：人権啓発の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **地域人権啓発事業**…地域に根付いた取組が継続して行われた事業は、意識の高さと熱意、努力を感じる。住民と協働したイベント、地域の特性を生かした啓発活動、子どもたちが主体者になる取組、10代の参加が40%を超えた取組は今後につながるものとして大いに評価に値する。中止になった事業は、今後も可能な限り工夫して開催することを望む。
- ・ **児童虐待防止に関する啓発**…今後も、更に虐待の早期発見と未然防止となる人権意識の啓発とともに、関係各課の連携と保護者の立場に立った取組を望む。
- ・ **企業啓発事業**…関係各課が連携して、企業30社への啓発を行ったことは評価に値する。育児休暇については公平性のある制度の確立が必要である。今後は、働き方が見直されることが見込まれるため、人権意識の高揚のための更なる取組が必要である。
- ・ **人権週間啓発事業、市民人権講座等の開催、広報紙による人権啓発、男女共同参画事業**…継続して行われていることは評価できるが、慣例化され危機感の薄さを感じるものもある。多くの人に届けるためにSNSの活用は不可欠で、日々の生活の中で人権について考える機会が持てる啓発を期待したい。
- ・ **職員人権研修**…職員個々の人権感覚を醸成し、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことができるために、研修内容の充実を図り、全ての職員が参加できるとともに正しい理解が進むよう努めることを望む。

まとめ

人権啓発は集客と内容の両方にこだわった取組と、継続することが大切であるが、慣例化している事業においては継続することが目的化しているものもある。各事業が基本方針に立ち返り、課題・問題点を明確にすることにより、今後の事業の進展につなげることができる。しっかりと対策が取られている事業は大いに評価に値する。

2 今後の取組についての提言

人権啓発は人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠である。従って、人権問題を幅広く捉え、様々な機会に工夫して継続していく必要がある。また、人権に対する意識は学びや体験を通して変化するので、地域の実情にあわせた取組や講演会等は継続して行うことに意義がある。

しかしながら、今後益々情報化社会が進展することに伴い、SNSからの情報収集が増えると考えられ、これまでのあり方を見直し、啓発方法と情報発信を模索する必要がある。また、インターネット上での人権侵害、DVや子どもに対する虐待の増加、子どもの学ぶ権利や健康で文化的な生活の保障など、働き方の変化等の中で新たな人権課題が発生している。偏見や先入観による誹謗中傷は許されることではない。市民と行政が協働して更なる人権尊重のまちづくりの取組を進める必要がある。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進

■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・中学生意見交流…地域を越えて学びあい交流しあい、差別を許さない仲間づくりに取り組んでいることは評価する。今後は、次世代を育成するためにも全市的に展開するべきではないか。そのためにも、教育事務所や隣保館職員の更なる意識の高揚が望まれる。
- ・幼稚園、保育所における保育事業…幼稚園においては、自分や友達の気持ちを大切にする実践を評価するが、人権教育の視点が明確にされていない。保育所においては、人権教育を大切にし、自己肯定感や他者への信頼感を育む取組がされていることは評価する。今後も、全ての子どもの生活背景の把握に努め、保護者や地域と連携した人権教育や共生の取組に期待したい。
- ・地域力創造セミナーの開催…人権課題の解決を意識し、職員研修の充実を図ろうとしたことは評価したいが、中止ではなく、研修の手立てを検討すべきであった。人権文化が大切にされる津市をつくるために、公民館が地域における社会教育の拠点として、啓発活動の充実に努めていただきたい。
- ・人権学習推進事業…人権課題の解決に取り組む人の生き方に学ぶという「出会い学習」を展開していることは高く評価する。その取組が形骸化しないように、「なぜ、その人と出会うのか」という点に教師がこだわるよう指導の充実を図るとともに、この取組が、いじめや差別をなくすことにつながるのかが検証する必要がある。
- ・人権教育推進に係る事業…いじめや差別をなくすために自分の思いを語り、仲間の思いを受け止めるという子ども人権フォーラムの取組は高く評価する。今後、校区間格差を是正するために、各校区の取り組みの中身を検証し、教職員に対する指導を充実していただきたい。
- ・人権教育ステップアップ事業…人権学習の不十分さからくるいじめや差別の事例もある。教師自身が充分理解しないまま、人権学習に取り組むことの危うさを感じる。人権・部落問題学習についての研修の充実を図っていただきたい。
- ・人権学習会事業…地域における人権課題の解決に向けた住民による自主的な学習活動への支援は評価する。今後、若い世代にも参加を拓げていく取組に期待する。
- ・人権教育講演会事業…市民参画型の人権講演会が各教育事務所で数多く実施していることは高く評価する。今後、差別解消三法の周知・理解が図られることを期待したい。
- ・青少年友の会支援事業…人権が尊重される津市を担う次世代の青少年の育成や支援の取組は高く評価する。今後も、継続・充実を図っていただきたい。
- ・地域学習会事業…反差別の仲間づくりのための地域学習会は、人権教育や仲間づくりと連携しながら進められるべきである。地域学習会における人権教育指導員の役割を明確化していただきたい。
- ・人権教育推進プロジェクト事業…実践公開や各中学校校区で主体的に研修を企画・実施していることは評価する。人権教育カリキュラムを形骸化させないため、人権教育担当者が中心となり、毎年度、全教職員で共有化を図り、実態に適したカリキュラムになるよう検証を重ねていただきたい。

まとめ

人権課題は年々多様化しているが、人権教育でめざすものは普遍的である。本市においては、人権教育・啓発推進法の規定に基づき、人権教育の基本理念を誠実に施策として実行しているという印象を受ける。しかしながら、人権は一人一人の不断努力によって守られるという認識を持つまでには至っていない。そうした点で、今後も人権教育を積極的に推進されたい。

人権教育は、いじめや差別の事実を把握し、その実態に即して取り組まれるものでなければならない。その取り組みが、いじめや差別の解消にどのようにつながっているかという効果の厳しい検証がなければ、ただの自己満足の取組に終わるのではないか。本市における人権教育の取組が、きれいごとや建前ではなく、市民の具体的な行動や意識の変化につながることを期待する。また、社会に出てからの学びの場を教育集会所や公民館等において広げていく必要がある。

2 今後の取組についての提言

格差が広がり深刻化する社会の中で、様々ないじめや人権侵害事象が発生している。こうした今だからこそ、差別の現実に学ぶ人権教育の充実が求められている。差別の解消に向けて取り組む人々の思いに触れ、いじめや差別を許さないという人権意識の高まりをあらゆる年代の人々に広げていくことが求められる。学校においては具体的な生活の事実根拠した人権学習や仲間づくりの実践を通し、いじめや差別を許さない人権意識を高める必要がある。地域においては人権ネットワークの取組を充実させ、市民が人権尊重の主体者となる意識の醸成を図っていただきたい。そのために、人的配置の維持・充実が図られるべきである。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談支援体制の充実
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・青少年の悩み事相談…問題行動等への対応について、初期の段階での対応が適切ではなかったため、解決が難しくなったケースを取りあげ、学級担任が一人で抱え込んでしまうようなことがないように、生徒指導体制を構築し、必要に応じて関係機関と適切に連携することなど、課題・問題点をしっかり捉え今後の事業予定が組まれていることを評価する。
- ・外国人住民の生活相談…住民異動届等の申請、国保、税（証明書・納付相談等）、教育、市営住宅や生活保護に関する相談など、分野が多岐にわたっている。令和元年 11 月よりタブレット端末を利用した多言語遠隔通訳サービスを導入し、対応可能言語が 13 言語に拡大し、約 9 割の外国人住民へ母国語による通訳を可能としていることは評価できる。
- ・保育所等における育児相談…子育てに悩みを持つ保護者が多いことから、入所の段階から保護者の子育てや発達に関する悩みを直接聞いて、相談に乗っている。また、入所後も日ごろの子どもの様子を伝えたり、保護者の思いを聞いたりしながら保護者との信頼関係を築き、それぞれの保護者の価値観の違いにも配慮しながら、子どもにとって何が必要かを一緒に考える機会を持つなどきめ細やかな相談が行われていることは評価できる。
- ・母子父子寡婦福祉事業…生活状況を聞き取り、就業支援、生活支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定に寄与している。また、保護者自身の精神的な問題や、子どもが障がい等を有する場合、関係部署と連携し、訪問看護や放課後等デイサービス等の障害福祉サービスにつなげ、自立に向けた支援を行い、きめ細かな相談対応が施策に生かされていることは評価できる。
- ・児童虐待防止等ネットワーク会議…虐待の問題には様々な要因が絡み合うため、一つの機関が取り組むだけでは解決が難しく、関係機関が協力し合った適切な対応は評価できる。
- ・勤労者のメンタルヘルス相談事業…相談は毎月第 2、4 金曜日の午後 6 時から 8 時までとされていたが、誰もが相談に行きやすくするため、令和 2 年度に向けて見直しを行ったことは評価できる。
- ・差別事象への対応（人権課）…取組状況に「関係者会議を開催するに至る差別事象は見受けられなかった」と報告しているが、新型コロナウイルス感染症による医療従事者への差別や偏見、インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害が社会問題化している。今後の取組にあるように、あらゆる差別をなくす取組を進めることに期待する。
- ・差別事象への対応（人権教育課）…いじめや差別は、個人の問題ではなく、集団の課題であるという捉えが薄いことを課題・問題点に挙げている。例えば、部落差別に関わる発言の背景には、周りの大人からの間違っただけの誤りや、学校での不十分な人権学習が要因とし、新型コロナウイルス感染症に伴う事象の背景に、SNS 上で流れている偏った情報との因果関係が見込まれる。その様な課題・問題点を捉え、今後の事業予定が組まれている。令和 2 年度の取り組み状況に期待する。
- ・子どもの発達に関する相談…集団生活前の低年齢の子どもの相談から集団生活を送っている幼小中学校の子どもに関する、幅広い発達に関する相談や悩みに対して、保育士、教員、保健師の専門職が応じている。そして、集団での子どもの観察や、保護者の面談や検査を通して、それぞれの状況に合わせた途切れのない支援に努めていることは評価する。

まとめ

ますます複雑化する社会の中で、相談・支援事業の内容も多岐・多様にわたる。相談者の立場に立って相談内容を聞き取り、関係機関と互いに連絡協力しながら事業が進められていることは評価したい。

2 今後の取組についての提言

現代社会において、グローバル化、少子高齢化、情報化など、私たちの生活は様々に変化し、社会の変化に応じて、新しい問題や課題が生まれているといえる。相談支援機関・地域・行政が一体となった施策横断的な相談支援体制の構築が必要である。相手の立場に立った相談窓口として、ちょっとした困り事を相談できる窓口も必要である。課題・問題点をしっかり捉え、市民にとって更なる充実したものとなるよう施策を展開されたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

■評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

- ・ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）まちづくり事業…モデル地区である香良洲地域を中心に活動しているが、関係各課とも連携をとり市内全域での活動へ広げていただきたい。
- ・学校施設維持補修事業（大規模改造事業）…学校施設内にエレベーター・多目的トイレ・スロープ等の設置、トイレの洋式化は評価できる。特に、災害時の避難所となる施設は、早急に進めていただきたい。
- ・各公園施設整備事業…中勢グリーンパークや既存施設の新設や改修計画が国からの交付金が確保できず、整備が進まなかった。今後は財源確保に務め計画的に進めていただきたい。
- ・通学路整備事業…多数の要望に応えるとともに、児童生徒の安全安心のために、通学路整備を進めていただきたい。また、歩道・自転車道、車道の区分整備について、カラー舗装の実施が42㎡に、津駅見当山線の自転車道が片側の整備にとどまっていることは残念だ。
- ・交通施設等のバリアフリー化…近鉄南が丘駅のエレベーター設置、江戸橋駅の多機能トイレの整備は国の補助金が不採択になったのは残念だ。協議を継続して取組を進めていただきたい。
- ・社会教育施設のバリアフリー化…橋南公民館の移転に伴う旧修成幼稚園の改修で、駐車場整備、トイレの全面改修、多目的トイレの新設など誰にも使いやすい施設にしていきたい。
- ・スポーツ・レクリエーション事業…津シティマラソン大会について、申込書の希望駐車場の選択肢におもいやり駐車場を追加し、安心して参加できたことは評価できる。今後は各種スポーツ教室の申込書に、配慮が必要なことを記載する記入欄を設けていただきたい。
- ・体育施設・社会教育施設のバリアフリー化…三重とこわか国体の競技会場になる芸濃総合文化センター及び一志体育館のトイレの洋式化の改修は評価できる。
- ・ユニバーサルデザイン推進事業…市の新規採用職員と2年目職員にUD研修を実施し、各職員がUDに配慮した業務について考える機会となった。UDアドバイザー養成講座を開催し、今後の学校での出前講座の担い手養成につながった。ユニバーサルデザイン連絡協議会と協働してUD講座を開催し、市内の小中高校35回、延べ受講者数1,192人が、疑似体験を通じて心のUDを学べたことは評価できる。高茶屋市民センターでの発表会には多くの地域住民、学校関係者が来場した。当日の様子はZTVでも放送され啓発につながった。
- ・広報紙等発行事業…UDフォント^{*11}で誰もが見やすい広報紙に努めたことは評価できる。

まとめ

様々な事業に取り組んで、施設等のUD化は確実に進んでいる。その中で課題や問題点をあげて次年度につなげているが、事業によっては数年来同じ報告がみられる。UDの意義を再認識した上で、実態を把握して事業を検証し、課題・問題点等に対して取り組んでいただきたい。

2 今後の取組についての提言

市内の道路の白線（区画線・道路標示）が消えかかった箇所について、歩行者の安全を守り、車の安全運転を喚起するため、国交省、県、公安委員会と協議し、整備を進めていただきたい。

全ての人が利用しやすいまちや生活環境をデザインするというUDの考え方を広く一般市民にも啓発する必要がある。UDに配慮したまちづくりの推進と施策の事業内容が合致しているのか再確認し、「バリアフリー法」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」整備マニュアルに照らし合わせて、施策を進めていただきたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権啓発団体の育成…長年継続されている取組は、ともすれば前例踏襲に終わりがちである。今一度、取組が始められたときの課題や趣旨、目的に立ち返るとともに、現在の課題解決に向けた新たな取組が必要である。
- ・子ども会育成者団体への補助事業…子ども会活動において、参加できる子どもに限られる活動ではなく、全ての子どもが参加できるものに変えていくための努力が必要である。
- ・人権ネットワーク事業、日本語講座事業…市内各地において、市民活動団体・学校・ボランティア・関係機関等が連携・協力して、人権フェスティバル・講演会・学習会などが実施され、定着していることは評価できる。それらの取組の中で、各地域において、様々な人権を守り、差別者とならないために何ができるかについて考え合う機会を設ける必要がある。
- ・青少年育成市民会議…子どもが運営を行うことにより、主体的に活動することによる意識や発信力の高まりが期待できる。
- ・男女共同参画推進団体等への支援…各団体の紹介にとどまらず、他地域の活動に学んだり視点を問い直したりするための団体や市民が研修できる場の設定も検討されたい。
- ・人権啓発団体との連携…津市人権・同和教育研究協議会では、企業と連携した地域の取組が発表され、裾野の広がりを期待したい。

まとめ

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。子どもが主体者として運営に関わり、活動することによって人権意識の高揚や発信力の向上が期待できる。

前例踏襲に終わらず、現に地域や社会で起こっている差別を解消する取組になっているかと問い直ししながら、事業が進むことを期待したい。

2 今後の取組についての提言

取組を発展させるためには、他地域の活動に学んだり視点を問い直したりする機会が必要である。市内の団体の紹介にとどまっている事業に関しては、団体や市民が研修できる場の設定も検討されたい。

近年のインターネット上の誹謗中傷や根拠のないデマによる差別について考え合う機会を、生活の場である各地域で行うことが重要である。その場の設定に尽力されたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：同和問題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権フィールドワーク…隣保館が同和問題解決に向けた地域における取組として実施してきたことは評価できる。地域住民の参加をより拡大することに努めていただきたい。
- ・地域交流事業…地域の住民や子どもたちをつなごうとする児童館の取組は評価できるが、同和問題の解決に向け、どの様な役割を果たしているのかが明らかにされていない。児童館の設立された意味をもう一度再確認すべきである。
- ・差別事象への対応…関係者会議を開くまでの事象はなかったとのことではあるが、偏見や差別があることは、市民意識調査でも明らかである。どこにも相談できず苦しんでいる市民の思いを、人権課としてより具体的に把握するよう努められたい。学校における差別事象報告が多いことは、差別に対する教職員や子どもたちの意識が高まっているともいえる。人権教育課が事象報告に迅速に対応していることは評価する。差別の事実に基づく人権学習の推進に努めていただきたい。更に差別事象の実態を的確に把握し、市及び市教育委員会、人権施策審議会との共有化が求められる。
- ・同和問題の解決のために活動している団体等への補助…同和問題の解決をめざす市民の取組に対する支援は、今後も継続されたい。
- ・隣保館運営事業…同和問題解決に向けて、啓発、相談、地域住民支援の拠点施設であることを認識し、事業に取り組んでいることは評価する。しかしながら、事業目的が明確でない事業もあり、館による取組の格差が生じている。館の間の格差を是正するため、各館の取組を把握し、指導と職員研修の充実を図られたい。今後も隣保館の役割を認識し、更なる啓発・相談活動の充実を努められたい。
- ・識字学級の取組…同和問題の解決をめざして取り組まれてきた識字学級の本来の趣旨を踏まえ、外国につながる人びとのニーズにも向き合うなど、今後も継続することを期待する。
- ・部落差別の解消の推進に関する法律に係る取組…法の周知については取り組んでいるが、法の理念に基づいて、施策が見直されているとはいえない。

まとめ

今回、各課からあげられている様々な取組が、同和問題の解決に向けてどの様に効果を上げたかという点が事業評価となるべきであるが、その視点から考えると十分とは言えないのではないかと。市民意識調査の結果からも、本市において同和問題に対する差別意識は払拭されておらず、市民の中に今なお誤った意識があることが明らかになっている。人権施策の個別の人権課題として同和問題が位置付けられている意味を今一度確認し、今後、同和問題解決に向けて取り組むことを期待する。

2 今後の取組についての提言

格差が広がり深刻化している社会の中で、差別やいじめが助長され、新たな人権問題の発生が懸念される。ネット上では、人権侵害や差別が放置され、助長・拡大されている。部落差別解消推進法が平成 28 年に施行され、同和問題の解決が行政の責務であることが改めて示されている。従来どおりの取組を単に踏襲するのではなく、まず、改めて部落差別の現実を把握し、その解決に向けた各種施策を実施すべきである。そのためには、津市人権施策基本方針にうたわれているように、今回の提言を津市人権施策推進会議において検討し、人権施策を全庁体制で推進されたい。また、各課におかれている人権施策推進員が各課における取組を検証し指導することを期待する。

1 取組の評価

- ・ **子どもの貧困対策のための体制整備事業**…子どもの貧困に関する情報を集約して対応するために、関係各課の横断的な連携が必要である。そのための体制の整備を望む。
- ・ **就学援助事業**…入学準備金の入学前支給、制度の案内等の周知については大いに評価できる。
- ・ **子育て支援事業**…共働き家庭の増加に伴う保育所の需要の増加が、子育て広場への参加者の減少につながっている。定期的な広場の開催や子育て相談の体制は評価できるが、何より保護者や子どもに直接関わる支援者の資質がとても大切である。保護者が孤立しないように連携しながら、人材育成と更なる充実を図りたい。
- ・ **相談事業**…育児相談、家庭児童相談では、相談の内容が幅広く多様なものになってきている。相談を受ける保育士、スクールカウンセラー等の資質の向上のため研修を充実されたい。特に、スクールカウンセラー活用事業においては、専門家と学校の連携、子どもを支える人の意思疎通が十分図れる体制整備が望まれる。また、保育所等における育児相談では、多様な相談が増えているので多言語対応の体制整備を進めていただきたい。
- ・ **児童虐待防止ネットワーク会議**…今後とも構成機関が情報共有と連携を強化して、虐待防止の観点から職員の資質向上を図り、相談窓口を充実されたい。
- ・ **病児・病後児保育事業の充実**…周知活動と更なる拡充を望む。
- ・ **放課後児童クラブ育成及び支援**…利用者増への対応と子ども的人権に対する配慮のため支援者研修の充実を望む。

まとめ

令和元年度も継続している事業が多く、前年度を踏襲して行われているものがかなりあったが、改善、工夫や努力がみえる事業もあった。全体的に、計画の礎である、子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し、擁護するための活動という目的に対して、事業の課題・問題点が捉えられなければならない。甚大な労力を注ぐ事業の積み上げを願望する。

2 今後の取組についての提言

令和元年度は2月頃から多くの事業が中止になった。3月から子どもたちの生活は激変し、DVが増え、子どもへの虐待も増えている。子どもの発達権、子どもたちの学ぶ権利、健康で文化的な生活の保障などの多くの問題が浮かび上がっており、そのことが新しい生活様式を進めるにあたって今後の大きな課題である。

「子どもの貧困」、「子どもの自殺」、「いじめ」、「不登校」は増加しており、子どもが安心して生きられないのは深刻な社会問題である。「児童虐待」については、幼い命が亡くなる出来事が繰り返し起こっている。令和元年6月には児童福祉法が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、関係機関の連携強化が定められた。虐待通報の件数は増えており、中でも多いのが心理的虐待という調査結果がある。地域の関わりが少なくなり、孤立した家庭の中での子育てが増えていることは社会の問題である。保護者自身が虐待を受けていたり、子育てに不安を抱いていたりすることは多いので、養育支援や子育てを地域で支える仕組みが必要である。また、子どもも保護者もSOSを出せる地域づくりも必要である。そのためにも今行われているような事業が連携して情報を共有することが大事である。

津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市子どもの権利条例が制定されることを切に切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）防止対策の実施…セクハラに係る事案の報告や、各職場からの苦情や相談はなかったとのことであるが、セクハラであるか否かについては、セクハラを受けた者が、職場の人間関係等を考え拒否することができないなど、いつも意思表示があるとは限らない。関係者のプライバシー保護を厳守するとともに、相談又は苦情を申し出たこと等を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないように十分留意し、その旨を周知・啓発することが必要である。
- ・教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実…日本のジェンダーギャップ指数^{*12}は下がり続け2019年には153カ国中121位との結果である。持続可能な開発目標（SDGs^{*13}）は、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントが実現されない限り達成できないのではないかと。そのためには、教職員等も一人一人が社会を構成している一人であることを認識し、社会で女性が置かれている厳しい現実を様々な視点でとらえながら、次世代を担う子どもたちに向き合っていくべきである。また、そうしたことを常に意識して考え、行動できるようにならなければならないし、そのための研修でなければならない。男女共同参画意識の醸成に向け今後の研修内容に期待する。
- ・一時預かり事業…保育所利用希望者の増加により、一時預かり事業の実施のために必要な職員が確保されにくいと報告されている。保育士不足は深刻な状況であるが、潜在保育士の6割は、就職のネックとなる問題（給料が低い 責任が重い 労働環境が過酷など）が解決されれば、保育職に就きたいと考えているとの厚生労働省の調査結果がある。既に保育士資格を持ち、保育の経験もある潜在保育士の多くが保育施設で働くようになれば、保育士の負担は大きく減少し、保育環境も改善されるので、取組に期待する。
- ・休日保育事業…休日保育は、保護者の家庭環境、就労形態の多様化などによりニーズが高まっている。働く保護者にとって仕事と子育ての両立は深刻な問題である。今後、休日保育の充実が益々望まれる。
- ・各々の能力、取組姿勢等に応じた職員の配置及び職域の拡大…内閣府の「公務員（市町村の）管理職に占める女性の割合（令和元年度）」によれば、三重県では伊賀市が35.2%で最も進んでおり、次は明和町30%、桑名市21.8%、四日市市17.4%で、津市は8.9%である。有能な女性職員の積極的な採用と、女性管理職登用推進を期待する。
- ・審議会等への女性の登用促進…第3次津市男女共同参画基本計画によれば、審議会等委員への女性委員登用目標設定状況を令和5年3月までに30%にすると定めている。各審議会等の委員の選任に当たって、委員等に占める女性の比率が30%を超えていない場合は、その理由の提出を求める等の取組を進めてきたことは評価できる。しかしながら、令和元年度の取組状況では、12月1日時点で女性委員の占める比率は24.8%、令和2年3月31日時点では24.6%と報告されている。このままでは基本計画の目標達成が危ぶまれる。
- ・妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実…妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、保健師が相談に応じながら、妊婦自らが行動目標などを立てられるようなプラン用紙を作成するとともに、母子健康手帳を交付するなどきめ細やかな母子保健事業が行われており評価できる。
- ・職員人権研修会事業（男女共同参画）（再掲）…男女共同参画週間に合わせ、全職員を対象とした自席での動画視聴研修の実施は、過去に例がないほど多くの職員が受講し、これまでは研修機会が少なかった臨時職員等から高評価を得るなど成果を挙げている。また、業務削減や時間の有効活用等を効率よく学び、職員の意識改革を図ることができたことも評価する。

まとめ

女性の人権について様々な事業が行われている。取組状況から課題・問題点を把握し、今後の事業予定につながるような一層の工夫や努力を望む。

2 今後の取組についての提言

近年頻発する自然災害及び感染症等の突発的な状況下では、平常時の社会課題が一層顕著に表面に現れる。在宅勤務によるDVや児童虐待、子育てや介護などの事情を抱える女性に負担が集中するなど新たな問題が起きている。真の男女共同参画社会を実現するため、あらゆる社会制度・慣行の見直しや、ハラスメントの根絶に向けた実効性ある取組の推進が望まれる。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・総合的な学習等における障がい者理解の教育推進…総合的な学習の時間や特別の教科道徳の時間等に、障がい者をゲストティーチャーに迎え、DVDを鑑賞して学んだ。特に、当事者の講演を聞き、実際に擬似体験することで、障がいについて理解と認識を深めたことは評価できる。
- ・特別支援教育研修…研修会や情報交換会において、参加者にアンケート形式で内容等の満足度を確認するとともに、記述式回答も設け一人一人のニーズを把握している。その結果を礎に次の研修会を計画して、学校現場の喫緊の課題に応じた内容になるよう工夫している。どの事業も細かく配慮され実践的に行われている様子が伺われる。今後の事業予定に期待する。
- ・障がい児保育事業…障がいのある児童について、その障がいの特性に十分配慮し、他の児童とふれあいながら心身の発達ができるよう保育に努めている。小児精神科医師による講演会、臨床心理士による事例検討、障がい児保育指導員や保健師による巡回指導を実施し、障がい児保育の手立てについて新版 K 式発達検査^{※14}も取り入れている。より具体的な支援を検討し、職員の資質向上を図っており、更なる事業内容の充実を努めていることを評価する。
- ・障がい者に関する啓発活動推進事業、障がい者団体活動補助金助成事業…障がい者団体が主催する事業への支援とともに、障がい者団体への活動補助により、各々の団体の活動を促進し、社会福祉の向上及び障がい者の社会参加の促進につなげていることは評価できる。
- ・障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーション事業…スポーツの価値は全ての人に共通したものであり、障がい者一人一人の個性を尊重し、全ての障がい者が自分らしくスポーツを楽しむことのできる活力ある共生社会に向けた事業の展開を望む。
- ・訪問指導事業…対象者は心身の状況や置かれている環境等により保健指導が必要な人及びその家族である。保健師等が地域包括支援センターや病院、家族等からの相談により各家庭を訪問し、心身の健康問題により支援が必要な人に対応している。特に、精神的な不安を抱える人や引きこもり等、社会生活に不安を持つ人や家族に対しては、関係機関と連携し改善策について共に考えるなど寄り添い指導していることは評価できる。
- ・地域防災情報通信システム整備事業（再掲）…広報紙を通じて、津市防災情報メール、津市防災情報メール多言語版、FAX送信サービス、電話応答サービス等の周知を行っている。平成29年10月からは、緊急告知ラジオ貸与事業を開始し、広報紙への掲載やFM三重による放送等で周知を行っている。避難行動要支援者とその支援等関係者（自治会、民生委員、自主防災会等）で、津市防災情報メールや音声応答サービス等による災害情報が得られない住民に対して多様な情報伝達手段の充実を図っていることは評価できる。
- ・避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進（再掲）…避難行動要支援者の一人一人について、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導までの一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成する。要支援者にとって、それぞれの個別計画は避難のよりどころといえるので、早急に市全域で作成されなければならない。
- ・障害者差別解消法の啓発等…平成28年4月に障害者差別解消法が施行され3年が経過する中で、あらためて同法の趣旨を周知・啓発し、意識を高めていく必要がある。

まとめ

障がい者の人権について様々な施策が実施されている。障がいがあっても地域の一員と認められて生活していくことができることは、高齢化社会が進む中で、全ての市民にとってすみやすい街づくりにつながるものである。

2 今後の取組についての提言

平成26年1月に、我が国は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を締結した。全ての市民が相互に人格と個性を尊重しながら、障がい者をはじめとする多様な人々と共生する社会の実現をめざして事業を展開されたい。

障がいのある子の兄弟姉妹「きょうだい児」に関する取組についても取り上げていただきたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域包括センターの事業…地域包括センターの周知が十分されているといえない。地域包括センターを利用したことがなければ、自分がどの地域の地域包括センターに所属するのか分からないのが実情である。この様な支援事業の現状を見据えて、その見直しと担当地区におけるより効果的な取組について検討すべきである。
- ・シルバー人材センター運営事業…高齢者が働く意欲を持ちながら、今まで培ってきた経験や能力を發揮できるのは大変望ましいことだが、適切な仕事が紹介されなければ、シルバー人材センターに登録する意味がない。会員の拡大とともに、高齢者の就業機会が増えるよう取り組む必要がある。
- ・市スポーツ教室事業…気軽に親しみ、体力・健康づくりができるスポーツなど、常に新スポーツにも取り組んでいる。今後も楽しいスポーツ教室となることを望む。
- ・高齢者外出支援事業…高松山団地では、9年前に行政と交通会社、自治会の三者協力のもと、津市で初めての試み「乗合ワゴン」の導入が認められた。今後は、モデル事業として、好きな時に好きな場所まで乗れる割引制度などへの見直しも必要である。
- ・緊急通報装置事業…緊急事態の早期発見につながるので、今後も事業内容の周知徹底と利用者に分かりやすい運用に努める必要がある。
- ・地域防災情報通信システム整備事業…防災無線の放送は、天候や居住環境によって、聞きづらいことがある。緊急告知ラジオの貸与は、高齢者のそうした不安を払拭するものである。今後も、いち早く正確な情報を確実に伝えるために、多様な情報手段の確保に努める必要がある。

まとめ

高齢者が安心して生活を送ることができるよう尽力していることは評価できるが、地域によっては問題点もある。また、一人暮らしの高齢者に対する地域の見守り、孤立防止や介護予防、生きがいにもつながる居場所づくりが更に必要とされている。高齢者に向けた各施策が、行政・自治会・各団体等が連携し、社会的な取組とならなければならない。

2 今後の取組について提言

加齢による認知機能の低下や身体機能の変化などが、アクセルとブレーキの踏み間違えなどによる悲惨な交通事故の要因となっている。しかし、自動車は電車やバスなどの交通機関が確保されなければ、必要な生活手段でもある。免許証の自主返納に向けて、その代替手段となるコミュニティバスの路線の確保はもとより、シルバーエミカの実用的なポイント付与の上限の見直し、円滑な交付など、高齢者にとって負担にならない取組が必要である。

また、各世代の相互理解が進むような取組が大切である。

先進地事例も参考にしながら、8050 問題を含め、高齢者を取り巻く諸問題に対して更なる効果的な取組を行い、高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のある生活を送ることができる社会が築かれることを期待する。

1 取組の評価

- ・外国人住民の生活相談…多言語遠隔通訳サービスを導入したことにより、対応可能言語が13言語に拡大したことは評価できる。しかし、実際に接しながらコミュニケーションすることを通して得られる安心感や信頼感は、市民への継続した支援に寄与するところが大きい。通訳者配置の充実にも力を入れる必要がある。
- ・国際理解教育…県は国際理解教育に多文化共生教育を含むとしているが、市においては、国際理解教育に関する取組に多文化共生教育を入れることが意識されているとはいえない。実効性を持たせるためには、別々に捉える必要がある。
- ・「学校へ行こう！In津市」…経済的な課題のために高校中退を心配している生徒が少なくない。高校入学ガイダンスでは、入学に関する知識だけでなく、中退することなく学習を保障するために必要な知識を伝えることも必要がある。
- ・ホームページ整備運用事業…ホームページ等の多言語化が進んできたことは評価できるが、スマホにおいても多言語の対応が分かりやすくなっているか、利用者の声をよく聞いて対応する必要がある。
- ・多文化共生事業…仮放免者に対して、これまでの制度のあり方を見直して適切な支援を行い、当事者に寄り添った対応がみられた。今後も、滞在資格のいかんを問わず、適正な対応が行われるように、在留カードをもたない滞在者（短期滞在を除く）を支える体制づくりを進められたい。
- ・母子保健事業…外国人住民に対する家庭訪問を含めた手厚い対応が見られる一方で、交通手段がなくて健康診断が受けられないといった、支援を必要とする市民に、支援が届いていない面が見られる。国籍に関わらず、必要な支援が受けられる体制づくりを求めたい。

まとめ

長年の積み重ねにより多文化共生の施策が進められ、成果に表れている。しかし、社会的な不安が増大したり経済的な危機を迎えたりすると、外国人住民は社会的に困難な状況におかれるなど、差別を受けやすい。実態把握に基づいた解決への取組を力強く進めていただきたい。

2 今後の取組についての提言

外国人に関して、根拠のない理由に基づいて偏見の目で見られるという事例の生じる可能性が高い。マイノリティが差別の対象にされることのないように、取組の強化を求めたい。

経済的な危機に際しては、外国人住民に影響が大きく表れ、生活・教育・医療等様々な点で課題が生じている。こうしたことはニュースで取り上げられることが少ないが、市としては、常に関心を持ちながら、関係各課がこれらの課題の解決のために連携して取り組まれたい。

1 取組の評価

- ・人権啓発推進事業…広報紙「人権だより」や「シリーズ人権」で様々な人権課題について啓発したり、市民人権講座においてLGBTに関する人権の啓発をしたりしていることは評価できる。県民人権講座やミニ人権大学講座に関するポスター掲示、チラシ設置は市民に参加を促がすことにつながった。
- ・応急診療所管理運営事業…応急診療所の診療件数は「津市子ども応急クリニック・休日デンタルクリニック」が6,450件、「津市久居休日応急診療所」が1,379件、「津市応急クリニック」が5,307件であった。また、「津市救急・健康相談ダイヤル24」の相談件数は応急処置が264件、子育て相談が980件、健康相談が4,908件あった。応急処置の相談件数は昨年より2,200件ほど減少したが、相談者の不安軽減や家庭の看護力の向上につながっており評価できる。この365日24時間、相談料無料の制度を更に広報紙で啓発していただきたい。
- ・生活保護事業…プライバシーの保護を厳守しつつ、最低限度の生活を保障し、関係機関と連携した自立促進の取組を進めていただきたい。外国人住民からの相談の際、タブレット端末を活用し、多言語対応のチラシを活用して、市民交流課の通訳者とも連携していることは評価できる。
- ・生活困窮者自立支援事業…生活の困窮する相談者に寄り添い、個人の尊厳を保持しつつ、助言や包括的支援を進めて自立の促進を図っていただきたい。
- ・市民意識調査…広報紙「人権だより」や「シリーズ人権」で調査結果を掲載し、市民に周知している。各課はこの調査結果をもとに人権施策を進めていただきたい。

まとめ

様々な人権課題の啓発を行っている。また、生活保護事業や生活困窮者自立支援事業は、個人情報に配慮しながら、今後も相談者に寄り添った支援を継続し、支援が必要な人に支援が確実に届く取組となるようお願いしたい。

2 今後の取組についての提言

今まで啓発してこなかったアイヌ民族の人権についても、取り上げていただきたい。

非正規労働者や外国人の雇止め等で、解雇により収入が減る人や失業者の増加が懸念される。生活保護申請や生活困窮者からの相談も増えると思われる。市ホームページにおけるお知らせ（多言語情報）とともに、多言語によるチラシの作成や、外国人向け説明会の開催により、十分な周知と相談窓口の充実をお願いしたい。

また、これまで以上に人権啓発を行うとともに、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上でのデマや誹謗中傷も書き込みの監視を強化していただきたい。

今後、救急・健康相談ダイヤル24への相談も増加すると思われるので、更なる救急医療体制の充実を図っていただきたい。

市民意識調査結果を踏まえ、各課は連携を図り人権施策を進めていただきたい。

社会では、ヤングケアラーといわれる家族を介護、支援する子どもの存在が明らかになってきており、こうした新たな人権課題にも取り組んでいかなければならない。

用語解説

※1 ワークショップ

参加者が主体性を持って自主的に活動する参加体験型の講演会で、講師から一方的に知識・情報を受け取る講義等と違い、参加者同士の積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・情報を学ぶ。

※2 ユニバーサルデザイン（略称 UD）

文化・言語の違い、老若男女、障がいの有無、能力などを問わずに、**全ての人**にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設（設備）・製品・情報等のデザインのこと。障壁となるものを取り除き、生活しやすくするというバリアフリーの考え方に対して、最初から障壁のないデザインを当たり前にしようとする考え方。

※3 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う。市の特別職、非常勤、嘱託職員である。

※4 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※5 ヘイトスピーチ

特定の人種や民族、性的指向など、様々なマイノリティ（少数者）に対する差別や憎しみをあおったり、侮辱したりする行為のこと。最近では、インターネットを通じて匿名で発信されることもある。

※6 SNS（Social Networking Service の略称）

インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の公開ページやネットサービスのことをいう。よく使われているサービスとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどがある。

※7 ハラスメント

性別、職業等の属性や、人格に対する言動によって、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。

相手の意に反した性的な嫌がらせや言動によって不利益を与えたり生活環境を害したりするセクシュアル・ハラスメントや、主に社会的な地域の強い者による、職場内の優位性を利用し、本人の意に反することを強要する行為・言動であるパワーハラスメント

がある。

※8 シルバーエミカ

市内に住所を有する 65 歳以上の人を対象に、津市が無償で交付する交通系 IC カードのこと。高齢者の日常の移動を支援することで外出の機会の拡大を図り、健康づくりや生きがいを支援することを目的とする。

※9 8050 問題

80 歳代の親が 50 歳代のひきこもりの子どもの面倒を見続けることによるひきこもりの長期化、高齢化による社会問題。親の収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして経済的に孤立・困窮する事例が顕在化している。ひきこもり等の課題を抱える家庭に対し、市の支援体制を強化する改正社会福手法が令和 3 年 4 月から施行される。

※10 マイノリティ

少数派という意味の言葉で、とりわけ社会的に少数派と位置づけられる人々を指す意味で用いられることが多い。多数派から見ると異質と捉えられるため、差別や不平等が生じやすい。

社会のなかで「これが普通」「こうあるべき」だと思われている「性のあり方」に当てはまらない人たちのことを指す性的マイノリティがある。

※11 UD フォント

人が生活する上で、年齢、性別、障がい、国籍などに関係なく、できるだけ多くの人利用可能で、使いやすさ、見やすさといった細かい部分にも配慮・工夫したデザインを指す。

※12 ジェンダーギャップ指数

各国の、政治・経済・教育・健康の 4 部門について、社会進出における男女格差（ジェンダーギャップ）を図る指数。日本は国会議員、官僚・企業の管理職に関して格差が大きい。

※13 SDGs (Sustainable Development Goals)

2015（平成 27）年の国連サミットで採択された世界全体の共通目標。全ての人が将来にわたって平和で豊かな生活を送れるようにするため、2030 年までに世界を経済、社会、環境のバランスの取れた社会へと変革することをめざす。

※14 新版 K 式発達検査

子どもの心身の発達の度合いを調べ、それを療育などの子どもの発達支援に役立てるための検査。発達の遅れや偏りを多面的に評価し、検査結果は、発達障がいの診断や療育などの場で活用される。

津市人権施策審議会委員名簿

令和2年12月1日現在

氏名	所属団体・職名
あおき ひろし 青木 弘志	津市人権・同和教育研究協議会常任顧問
あおき ゆきえ 青木 幸枝	多文化共生ネットワークエスペランサ代表
いとう よしゆき 伊藤 好幸	公募委員
おおい ひろこ 大井 廣子	津人権擁護委員
おかもと ゆうじ 岡本 祐次	元三重短期大学学長
かたおか ふくお 片岡 福生	津市身障者福祉連合会会長
かねこ せいこ 金子 誠子	公募委員
かわぐち せつこ 川口 節子	元三重県人権施策審議会会長・元三重県教育委員会委員長
くすもと たかし 楠本 孝	三重短期大学法経科教授
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たなか しげのり 田中 茂範	三重県児童養護施設協会会員施設 施設長
たにくち よしこ 谷口 美子	津子どもNPOセンター 事業担当者
つげ きんや 柘植 欽也	公募委員
つじおか としひろ 辻岡 利宏	連合三重津地域協議会事務局長
なかがわ まさはる 中川 正治	津市民生委員児童委員連合会副会長
にしかわ まさき 西川 昌樹	津地方法務局人権擁護課長
はらだ ともき 原田 朋記	公益財団法人反差別・人権研究所みえ 調査・研究員
まるた よしえ 丸田 吉江	津市津老人クラブ連合会女性部副部長

(50音順)